

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽

12

2019
December
No.663



Pick Up

- ・安全な冬道を確保するために
- ・年末年始暮らしの情報

ほか

 **人口と世帯数**

令和元年10月末現在
()内は前月比 []内は前年同月比

- 10,276人 (-6) [-61]
- 男4,851人(-3) [-35] ● 女5,419人(-3) [-26]
- 世帯数 4,361戸(+1) [+10]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました。



今月の表紙は東神楽ハロウィンパーティーでの一枚。ジャック・オー・ランタンの衣装がとても可愛いですね。ハロウィンが日本で一般的なものになったのは近年だと思いますが、東神楽ハロウィンパーティーが第4回を迎え、たくさん子どもたちが参加し、盛大に開催されているのを見ると、日本にも文化として定着してきているのだと実感します。ハロウィンに参加したのは初めてでしたが、趣向を凝らした衣装が多く、見るだけでも楽しかったです。

さて、2019年も残り1か月となりました。今年の内にやるべきことを残さないよう『師走』を駆け抜けたいと思います。(た)

目次 CONTENTS

- まちのできごと…………… 3
- Pickup…………… 4~13
- 健康食育…………… 14
- 花の駅通信…………… 15
- スマイルキッズ…………… 16
- 子育てコラム…………… 17
- 子育て・保健案内板…………… 18
- 図書館からのお知らせ…………… 19
- 情報案内板…………… 20~27
- カレンダー…………… 28

**町長
コラム** **花のまち随想**



東神楽町長
山本 進

北海道は厳しい冬の季節があり、約半年間は雪が降ることから、外での行事は主に暖かい夏の時期に限られます。そのため、6月から9月にかけて外のイベントや催しがありますが、10月を過ぎると室内での行事に変わってきます。

東神楽町では10月から3月までの間は室内での文化的事業が数多く企画され、町内外から多くの皆さんが訪れます。10月20日には東聖地区芸能発表会、27日には『トリオカルディア』による音楽鑑賞、11月3日には総合文化祭が開催されました。総合体育館・これっとでは作品などの展示や『これっとまつり』が開催され、『これっとまつり』ではたくさんの子供たちが訪れ、迷路や人形劇などを楽しんでいました。また、総合福祉会館では、音楽芸能発表や新そば祭りなど、終日さまざまな催しが行われました。

総合文化祭は今年で50回目を数えます。ちょうど総合福祉会館が完成した昭和45年(1970年)から毎年開催され、東神楽町の秋の風物詩になっています。長年にわたり、継続してこられた東神楽町文化連盟を中心とする各団体の皆様に感謝を申し上げたいと思います。音楽、美術などの芸術文化は、食料や衣服と違い、生きていくためには必ずしも必要なものではありませんが、人生に彩りを与え、生きがいを感じていく重要なものだと思います。当然全ての芸術文化を東神楽町内で鑑賞できたり、体験できるわけではありませんが、さまざまな機会を通じて、町でも公演などを開催していきたいと思っています。

また、町内で町民の皆さんが芸術文化を発表できる機会も増えてほしいと思っています。子供たちの交流がある鹿児島県長島町では、地区の方々や各団体が、杉や竹などの自然の身近な素材や空き缶などの廃材を活用して、『ながしま造形美術展』を隔年で開催しています。地域の人たちが自ら創作をすることで、地域が元気になっていくのだと思います。現在、複合施設の整備を計画し、文化施設も検討しておりますが、地域の方がさまざまな分野で発表できる機会を増やしていきたいと思っています。

身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。 ■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113



トリック・オア・トリート！東神楽ハロウィン



10月26日(土)

ふれあい交流館にて第4回東神楽ハロウィンパーティーが開催されました。当日は、ボランティアスタッフが約40名、子どもたちが175名も集まりました。パーティではたくさんのお菓子が用意されていて、とてもにぎやかな雰囲気でした。子どもたちはお化け屋敷やゲームコーナー、クラフト制作を楽しみ、パーティーの最後には『トリック・オア・トリート』を合い言葉にお菓子も配布され、大盛況のうちに幕を閉じました。



心地よい音色♪トリオ・カルディアコンサート



10月27日(日)

トリオ・カルディアによるコンサートがふれあい交流館にて開催されました。ヴァイオリン、フルート、ピアノの3楽器による華やかな音で、映画音楽を演奏してくれました。オペラ座の怪人ではクラシックらしく壮大で、ディズニーメドレーではホールニューワールドやアナと雪の女王など、お馴染みの曲も。ナレーションも面白いお話で盛り上がりました♪



まさに芸術の秋！第50回総合文化祭



11月2日(土)・3日(日)

第50回総合文化祭が2日間にわたり開催され、書道や絵画、生け花などの作品展示や、歌や楽器演奏などの芸能発表、これとまつりなどが行われました。どの発表も日頃の練習の成果を存分に発揮し、まさに『芸術の秋』を感じる2日間でした。これとまつりでは、段ボール迷路やアスレチックなどが設置され、子どもたちが大喜びで遊んでいました。



初の北海道開催！健幸都市フォーラム



11月6日(水)

「健幸」のまちづくりに力を入れている自治体などが集まり実施しているスマート・ウェルネス・シティ(以下、SWC) 首長研究会の北海道フォーラムが開催されました。今回のフォーラムは、道内のSWC会員である札幌市長、栗山町長、中札内村長、東神楽町長が発起人となり、SWCと共催し、会場には、健康づくり施策の有識者の講演や先進自治体の事例を聞こうと、自治体の首長や職員など150人以上が集まりました。

町内道路の除排雪作業について

安全な冬道を確保するために

建設水道課建設グループ

☎ 83-5414



東 神楽町の道路の除排雪については、道道は『上川総合振興局旭川建設管理部』が、町道は『建設水道課』がそれぞれ分担して作業を進めています。

上川総合振興局旭川建設管理部では、除雪費の縮減と指示命令系統の簡略化を図るため、除雪の広域ゾーン化を実施しています。

これにより、町内の道道は『旭川環境事業協同組合』が担当します。また、町道の中央市街地およびひじり野市街地は、東神楽町道路除排雪

▼ 旭川環境事業協同組合が担当する区域

路線名	区間	延長
道道鷹栖東神楽線	北3条東2丁目（東神楽橋）から 北1条東1丁目（ホクレンスタンド）まで 南1条西1丁目（郵便局）から 12号南18番地まで	2.4 km
道道東川東神楽旭川線	南1条西1丁目（郵便局）から 3号南1番地まで 19号南3番地（東橋）から 北1条東1丁目（ホクレンスタンド）まで	9.5 km
道道旭川空港線	旭川空港から 基線12号まで	4.0 km
道道旭川旭岳温泉線	志比内（志比内橋）から 志比内（エオルシトンネル）まで	5.3 km
道道天人峡美瑛線	志比内（志比内小学校）から 志比内（志比内182番地）まで	1.0 km



円滑な除雪作業にご協力ください！

- ◆路上駐車はやめましょう。
- ◆道路での雪遊びはやめましょう。
- ◆路上に器物を置くと事故の原因になるので絶対にやめましょう。
- ◆玄関前や車庫前の除雪はご家庭でお願いします。

事業協同組合が担当し、その他は建設水道課が直営で作業を行います。今後とも、地域に密着した効率的な作業を行い、安全・安心な道路確保を目指して、除排雪業務を推進いたしますので、ご協力をお願いします。なお、除排雪については次の連絡先までお問い合わせください。

■連絡先

〔旭川環境事業協同組合〕

☎ 21-63001、96-21227

〔建設水道課〕

☎ 83-5414、83-5413、

83-5412

〔東神楽町道路除排雪事業協同組合〕

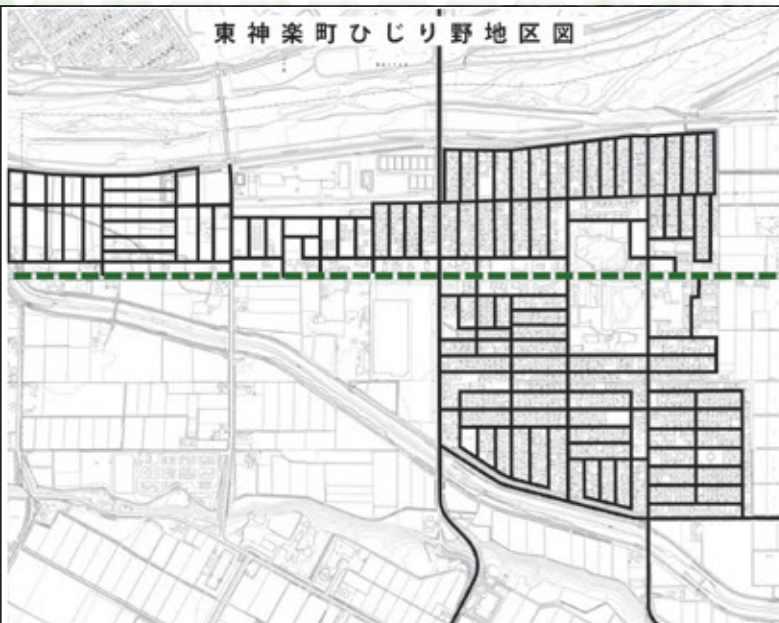
☎ 83-2735



地図中の除雪道路区分

旭川環境事業協同組合
 役場建設水道課

▼東神楽町道路除排雪事業協同組合が担当する区域（ひじり野市街地・中央市街地）



タウンニュース

Pick up

健康食育
花の駅通信

スマイルキッズ
子育てコラム

子育て案内板
図書館情報

情報案内板



除雪・排雪への声

皆さまから寄せられる質問にお答えします

建設水道課建設グループ

☎ 83-5414



Q, 雪がどのくらい降ったら除雪するの？

A, 積雪が 15 センチを超える場合や、強風により吹き溜まりがひどい状況であったり、圧雪などの路面状態が悪く事故の危険性がある場合、パトロールにより判断した場合、出動となります。

Q, 除雪車が作業する時間は何時ごろですか？

A, 除雪車は出動が決まれば、夜中の 12 時頃を目安に作業を開始します。作業はおおむね朝の通勤・通学が始まる前までに終わらせるよう行います。



Q, 自宅の雪を道路に出していいの？

A, 玄関から道路へ出るためや、ガレージなどから車を出すためにご自宅の敷地の雪を道路に出したいと考えてしまいがちですが、道路に雪を出すと道路や歩道の幅が狭くなったり、交通の妨げになるのでおやめください。

Q, 朝に雪が降ったのに除雪が来ない日があるはどうして？

A, 除雪車は通常、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間までの間に除雪をしています。しかし、明け方から急に雪が降り出した場合など、除雪が間に合わないことや、通勤・通学の時間帯に重なり、交通混雑や事故が心配されるときは、除雪を見合わせることにしています。



～道路に雪を出すと、どうなるの？～

雪を道路に出すと道幅も狭くなり、除雪でかき分けた雪が隣のお宅の方へ多く置かれてしまったり、トラブルの原因ともなります。皆さんでルールを守り、冬を乗り切りましょう。



除雪作業中のタイヤショベルと除雪トラック



Q, 排雪作業はいつ頃入るんですか？

A, 排雪作業は例年、2～3回程度行っています。その年の降雪により作業の時期が変わるため、事前に防災無線でご案内いたします。また、この際も道路への雪出しは行わないようお願いします。

Q, 雪で道路の幅が狭くなっています！

A, 雪国の道路幅は、厳冬期でも車と人が通行できる幅を考慮し設計しています。厳冬期は、歩道が雪の堆積スペースとなるため道路の幅が狭くなります。車や歩行者は譲り合い通行していただきますようお願いします。

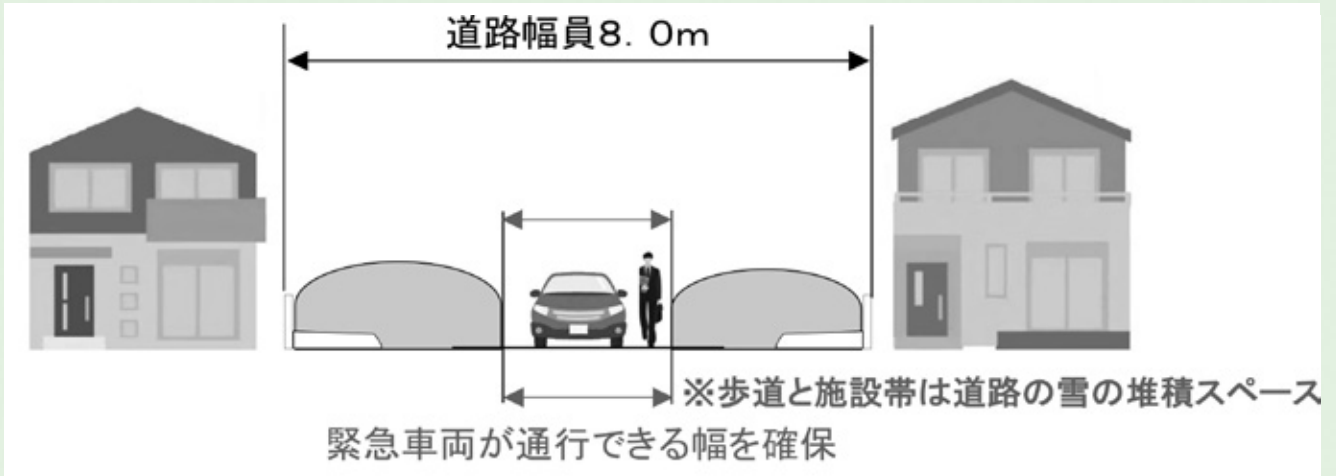


【一般的な住宅街の場合】

●初冬期や初春期など



●厳冬期など



～除雪と排雪の違いは？～

除雪とは、通常道路に降り積もった雪を道路や歩道の脇に寄せる作業です。

排雪とは、道路脇に溜まった雪を、ロータリー除雪車でトラックに積込み運搬する作業です。

問い合わせ 建設水道課建設グループ (☎ 83-5414)

年 末 年 始 の 情 報

年末年始、役場などの公共施設は長期の休業となります。
各施設の休業期間などをご確認ください。

■戸籍関係

年末年始休業期間の戸籍の届出は、役場1階の守衛室で受け付けます。なお、届出の際には運転免許証などの身分証明書の提示が必要ですのでご持参ください。

また、死亡届を提出する場合は、来庁される前に電話でご連絡ください。防災無線でのお悔み放送を依頼する場合は、あわせてお伝えください。

■医療関係

町立診療所は12月31日(火)から1月5日(日)まで休みになります。年末年始に病気やけがなどで急を要する治療を受けたい場合は、医師会で内科・小児科・外科それぞれに当番医を置いていますので、北海道救急医療情報案内センター（一般電話から：0120-20-8699、携帯電話から：011-221-8699）までお問い合わせください。

■ごみ収集

年末年始は、12月30日(月)まで平常通り収集を行い、12月31日(火)から1月5日(日)までの期間、ごみの収集は休みになります。新年は1月6日(月)から再開します。
(ごみの排出方法に関する注意点をP26に掲載しています。)

年末年始の大掃除などで一度に大量のごみが出たときは、しらかば清掃センターに直接搬入することができます。受け入れできるごみは、産業廃棄物以外の燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみ、有害ごみです。受け入れ料金は、重量10キログラムにつき80円となります。資源ごみは無料です。

※大型ごみは環境企業組合（☎83-5425）で受け付けます。

環境企業組合の年末年始休業

12月28日(土)から1月5日(日)まで

◆しらかば清掃センター（美瑛町字下宇莫別5 ☎92-2247）

利用日：月～土曜（祝日も可）

休館日：日曜、年末年始（12月31日(火)から1月5日(日)）

■資源ごみ回収物置の年末年始による臨時閉鎖について

ふれあい交流館および役場庁舎裏駐車場に設置している資源ごみ回収物置を次の通り閉鎖します。

期間：12月30日(月)午後5時から1月4日(土)午前9時まで

■公共施設などの休業期間

施設名	休業期間
役場庁舎	12月31日(火)～1月5日(日)
町立診療所	
総合福祉会館	
これっと・総合体育館 ※	
ふれあい交流館	
交流プラザつつじ館	12月31日(火)～1月3日(金)
ぱれっと ※	
スクールバス	12月30日(月)～1月6日(日)
東神楽町図書館	12月30日(月)～1月6日(日)

※児童クラブ、小規模保育園は4日(土)から再開

■し尿くみ取りの年内最終日と年始再開日

年内最終日：12月23日(月) 年始開始日：1月6日(月)

※通常は毎月1日・11日・21日に実施。

※1月6日(月)にし尿くみ取りを希望される方は、12月27日(金)午後5時までに東神楽町商工会（☎83-2543）にご連絡ください。

※商工会の年末年始休業

12月28日(土)から1月5日(日)まで

冬休み期間中スクールバスの 運行時刻が変わります



12月23日(月)～1月14日(火)の時刻表です。

なお、12月31日(火)～1月3日(金)までの期間は運休いたします。お間違えのないよう、ご注意ください。

Pick up

■平日の時刻表

	旭川から着	東神楽発	基線13号	基線8号	高台10号	東2線	高台6号	高台2号	基線6線	公民館	高台13号	東神楽着	旭川行発
聖台線	8:55	9:15	9:22	9:25	9:26	9:28	9:30	9:33	9:37	9:40	9:43	9:50	9:52
	11:50	12:40	12:47	12:50	12:51	12:53	12:55	12:58	13:02	13:05	13:08	13:15	13:25
	15:05	15:40	15:47	15:50	15:51	15:53	15:55	15:58	16:02	16:05	16:08	16:15	17:22

	旭川から着	東神楽発	神社	ゴルフ場入口	三楽	公民館	八千代	畑中様前	八千代	公民館	ゴルフ場入口	三楽	神社	東神楽着	旭川行発
稲荷・八千代線	8:00	8:15	8:22	—	—	8:24	8:27	8:32	8:37	8:40	8:45	8:47	8:50	9:00	9:10
	11:10	11:40	11:47	—	—	11:49	11:52	11:57	12:02	12:05	12:10	12:12	12:15	12:25	13:25
	13:21	14:40	14:47	14:53	14:55	14:57	15:00	15:05	15:10	15:13	—	—	15:15	15:25	16:07
	16:26	16:40	16:47	16:53	16:55	16:57	17:00	17:05	17:10	17:13	—	—	17:15	17:25	17:59

	旭川から着	東神楽発	南2線18号	20号	南忠栄	25号	花神楽	志比内	花神楽	25号	南忠栄	20号	南2線18号	東神楽着	旭川行発
忠栄・志比内線	—	7:15	—	7:23	—	7:26	7:28	7:35	7:42	7:44	7:47	7:49	7:52	8:00	8:42
	10:20	10:40	—	10:48	—	10:51	10:53	11:00	11:07	11:09	11:12	11:14	11:17	11:25	11:49
	13:21	13:40	13:48	13:51	13:53	13:56	13:58	14:05	14:12	14:14	—	14:17	—	14:25	14:32
	17:10	17:40	17:48	17:51	17:53	17:56	17:58	18:05	18:12	18:14	—	18:17	—	18:25	18:52

※土曜、日曜、祝日は忠栄・志比内線のみ、次の【土曜、日曜、祝日】時刻表で運行しますので、お間違えのないようお願いいたします。

■土曜、日曜、祝日の時刻表

	旭川から着	東神楽発	南2線18号	20号	南忠栄	25号	花神楽	志比内	花神楽	25号	南忠栄	20号	南2線18号	東神楽着	旭川行発
忠栄・志比内線	—	7:15	—	7:23	—	7:26	7:28	7:35	7:42	7:44	7:47	7:49	7:52	8:00	8:42
	8:55	9:40	—	9:48	—	9:51	9:53	10:00	10:07	10:09	10:12	10:14	10:17	10:25	11:22
	11:50	12:40	12:48	12:51	12:53	12:56	12:58	13:05	13:12	13:14	—	13:17	—	13:25	14:32
	16:26	16:40	16:48	16:51	16:53	16:56	16:58	17:05	17:12	17:14	—	17:17	—	17:25	17:59

■ 乗車料金（1回）大人 100円 子ども 50円

■ 『旭川から着』『旭川行発』の時刻は、旭川電気軌道バスの発着時刻です。

■ 定期券および無料乗車証の交付を受けている方は、乗車の際に必ず無料乗車証などをお持ちのうえ、運転手に提示してください。

運行時刻の変更について、詳しくは建設水道課（☎83-5413）までお問い合わせください

どさんこ・子育て特典制度

『どさんこ・子育て特典制度』とは

商工団体、企業などの理解と協力を得ながら、地域社会全体で子育て世帯を応援する制度です。妊娠中の方や小学生までの子どもがいる世帯が買い物や施設などを利用する際に、認証カードを提示することで、制度に協賛してくれる店舗や施設でさまざまな特典を受けることができます。

認証カードの使い方



- ①カードの表面には『東神楽町』と記載してください。
- ②カードの裏面には、保護者の氏名と子どもの氏名・生年月日を記載してください。
- ③協賛店には、協賛ステッカーが掲示されていますので、カードを提示して特典を受けてください。

※カードは第三者に譲渡、貸与できません。

東神楽町以外でも使えます

認証カードは東神楽町内の協賛店で使えるだけでなく、全道域で協賛している施設などでも使用できます。また、平成28年4月から、子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加する41道府県でもカードが利用できます。利用できる施設・店舗については、北海道のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>)をご覧ください。



協賛店を募集しています!!

子育て家庭を地域で支援する『どさんこ・子育て特典制度』は、11月1日現在、下の表の事業者に協賛いただいています。みなさんのお店でも協賛可能な特典を設け、子育て家庭への支援を行ってみませんか。協賛店の募集は随時行っていますので、ご協力いただける事業者の方は、こども未来課(☎83-5423)までご連絡ください。

妊娠中の方や小学生以下の児童がいる世帯で認証カードをお持ちでない方は、こども未来課でお渡ししますので、対象家庭であることを確認できる書類(母子手帳や保険証など)をお持ちください。

町内協賛店一覧 (11月1日現在)

店舗・施設名	所在地 (電話番号)	特典内容	特典日
(株) 大江商店	旭川市7-15左1 ☎23-3011	店舗にご来店のうえ購入時に20%引き (一部除外品あり)	通年
焼肉 高麗苑	東神楽町南1条西1丁目 ☎83-2673	妊婦の方と小学生以下のお子さんがソフトドリンク注文時に50円引き	通年
(有) ユービ	東神楽町南1条西3丁目 ☎83-3609	家庭における施設の改修工事、 宅内部品の販売5~10%割引	通年
ランドリーム クリーニング東神楽店	東神楽町北2条西3丁目 ☎83-4644	小学生以下のお子様の衣類クリーニング 代金20%引き	通年
ランドリーム クリーニングベストム 東神楽店	東神楽町ひじり野南1条5丁目 ☎080-2870-5981		
キッチン・マロン	東神楽町10号 ☎090-2813-9620	妊婦の方と小学生以下のお子さんがソフトドリンク注文時に50円引き	通年
ツルハドラッグ 東神楽店	東神楽町ひじり野北1条3丁目 ☎83-6013	医薬品・健康食品・ベビー用品をお買い上げ額から5%割引 ※対象となる商品は当社規定により設定(一部対象外あり) ※お客様感謝デー5%割引、シニア感謝デー5%割引、LINE5%割引クーポンとの併用はできません。	通年
森のゆ花神楽 (全道域協賛施設)	東神楽町25号 ☎83-3800	日帰り温泉入浴料を大人100円、小人50円割引	通年

いざというとき、使えるように！

防災行政無線戸別受信機の使い方

●録音ボタン

押しておくと、放送を録音することができます。放送後、緑色のランプが点滅していると、録音内容を聞くことができます。

●ライト

押すとボタンの隣の『○部分』が点灯します。小さく見えますが、意外と明るいです。



●電池カバー

電池が入っていると、停電時などには自動で電池に切り替わります。その際、音声でもお知らせしてくれます。

電池は、使用していなくても自然に消耗してしまいます。いざという時のため、1年に一度交換していただくようお願いします。

●再生・早送りボタン

1回押すと、録音した最新の放送を聞くことができます。複数回押すことで、過去の放送にさかのぼります。

詳しくは、戸別受信機に添付の説明書をご覧ください。



■もし聞こえが悪くなったら…

普段は正常に放送されているのに、突然雑音が入ったり、放送が途切れたりするようなことが起きた時には、次のことを試してみてください。

- ・1つの差込口に、複数の電化製品をつながないようにする。
- ・場所を移動させた場合、元の場所に戻す。
- ・アンテナの向きや長さを変えてみる。

●無線機の交換がまだの方へ

アナログ無線機は、平成30年12月31日をもって使用できなくなりました。まだ交換がお済みでない方は、お早めにまちづくり推進課までご連絡ください。

お問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎ 83-2113

選挙管理委員会からのお知らせ

東神楽町長選挙

告示日

令和2年1月28日(火)

投票日

令和2年2月2日(日)

◆町長選立候補予定者

説明会を開催します

令和2年2月2日(日)執行予定の東神楽町長選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催します。当日は、立候補届け出に必要な書類の配布や手続き、選挙運動などについての説明を行う予定です。立候補予定者および関係者の方(立候補予定者1名につき3名まで)はご出席ください。

■日時

12月18日(水) 午後1時30分～

■場所

役場庁舎2階研修室2

■問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎ 83・2111

政治家の寄附は禁止されています。

有権者が求めることも禁止されています。

いかに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

■政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するものは、禁止の対象から除かれます。

■政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています(選挙に關してなされた場合や、通常一般の社交程度を超えている場合は処罰されます)。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘することや要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を要求することも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に關して寄附をすると処罰されます。

④政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀やこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に關する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかに関わらず処罰されます。

■一般の政党支部は後援団体には当たりませんが、③にあるように、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附することは禁止されています。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めるると処罰されます。

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されていますので、十分注意しましょう。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。次の①から④まで、および⑥の項目によって処罰されると、公民権が停止され選挙への立候補や投票などが禁止されることとなります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義の

2019年 東神楽、この1年

今年も残り1か月となりました。2019年はみなさまにとってどんな1年だったのでしょうか？

写真と共に2019年の東神楽の出来事を振り返ってみましょう！！



1月

- ・成人式
- ・ウパシの森オープン
- ・B & G『第三の居場所』助成決定書授与式 など



2月

- ・ウィンターフェスティバル
- ・君の椅子贈呈式
- ・全町フロアカーリング大会 など



3月

- ・文化連盟春の芸術祭
- ・卒園式、卒業式 など



4月

- ・入園式、入学式
- ・東神楽交番新所長就任
- ・町議会議員選挙 など



5月

- ・チャレンジデー
- ・交通事故死ゼロ1000日達成
- ・ニトリ桜の植樹 など



6月

- ・フラワーフェスタ
- ・楽器ふるさと納税贈呈式
- ・ガチバラ！ in 東神楽
- ・おさんぼガーデンマップ完成 など



7月

- ・町民ふるさと運動会
- ・台湾景興國民中交流音楽会
- ・B & G 船艇機材配備式 など



8月

- ・花まつり
- ・各地区盆踊り
- ・JAひがしかぐら収穫感謝祭 など



9月

- ・複合施設町民ワークショップ
- ・東神楽小開校120周年
- ・旭川空港『そらいち』オープン など



10月

- ・バーベキューマラソン
- ・秋のチャレンジデー
- ・幼児教育、保育の無償化スタート など



11月

- ・総合文化祭
- ・SWC北海道フォーラム
- ・まちづくり懇談会（予定） など

健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

健康ふくし課

保健師 近石 麻未 さん

高血圧の基準が変わりました！

今年の4月に、高血圧治療ガイドライン2019が日本高血圧学会から発行されました。新しい高血圧の分類と基準（外来血圧）は下表のようになっています。みなさんの血圧はどこに当てはまりますか？

新しくなりました

高血圧の分類と高血圧の基準

日本高血圧学会 高血圧治療ガイドライン2019 (2019年4月25日)

収縮期血圧 (mmHg)	180以上	Ⅲ度高血圧				
	160-179	Ⅱ度高血圧				
	140-159	Ⅰ度高血圧				
	130-139	高値血圧				
	120-129	正常高値血圧				
	120未満	正常血圧				
		80未満	80-89	90-99	100-109	110以上
		拡張期血圧 (mmHg)				

あります。心臓や全身の血管を守るために、早朝・就寝前の血圧、つまり『家庭血圧』が重要なポイントになります。

高血圧で治療中の方も、例外ではありません。お薬がしっかり効いているか、逆に効きすぎていないかなどの判断材料として、お医者さんも大注目しています。

また、血圧計をお持ちでない方は、町内の健康の駅（役場、ふれあい交流館、これっと、森のゆ花神楽）に自動血圧計が設置されていますので、お気軽にご活用ください。

町では、血圧の基準値や正しい血圧の測り方など、気になる情報満載の『家庭血圧記録手帳』を無料で配布しています。各健康の駅・健康ふくし課にありますので、ぜひご利用ください。また、内容で不明な点などがありましたら、お気軽に健康ふくし課へお立ち寄りください。



血圧を水圧に例えると

『Ⅰ度高血圧』に分類される収縮期血圧『140』は、水を垂直に2m近く飛ばす力に換算されます。

『水を垂直に2m飛ばす力』を想像してみてください。心臓や、その勢いで出された血液を受け止める血管はどうなるでしょうか？

常に変動する血圧。 確認できるのはあなた自身！

血圧は、常に変動することで体を守っています。そのため、1回の測定では正確な判断ができません。日中の血圧が正常な方でも、夜間や早朝の血圧が高くなっている可能性が

家庭血圧 収縮期血圧 (mmHg)	↑	③仮面高血圧 治療が必要です	④持続性高血圧 治療が必要です	
	↑	①非高血圧 高血圧遺伝を有する方は、 血圧測定をお続けください	②白衣高血圧 すぐに治療する必要はありませんが、 将来本当の高血圧になりやすいので、 継続した家庭血圧測定と生活習慣改善が重要です	
		100	140	160
		健診や医療機関で測定する 外来血圧 収縮期血圧 (mmHg)		



花の駅通信

『花の駅』に ドライフラワーコーナーができました!

『花の駅』では、昨冬より雪の季節でも花を楽しめるよう、ドライフラワーやハーバリウムの各種体験会、販売を始めました。

しかし、日当たりが良く、湿度が高いビニールハウスの『花の駅』では、ドライフラワーは湿気を吸ってクタクタに、花色はすぐに褪せてしまう弱点が…。

そこで今冬は、そんな問題を一気に解決する画期的なドライフラワーコーナーをまたまた手作り！小さなスペースにドライフラワーの花材やリース、ハーバリウムなどを展示中です。

また、今後は、クリスマスやお正月飾りも販売予定です！



各種体験会のご案内

『花の駅』では、クリスマスや、お正月用ドライフラワーのリース飾り、ハーバリウム、多肉植物の寄せ植えなどの手作り体験会を実施中です。好みの花材を選んで自分だけの作品を、じっくりと時間をかけて手作りしてみませんか？

詳しくは、フェイスブック、育苗センターにお気軽にお問い合わせください。

フェイスブックも見てね!

育苗センターでは、フェイスブックでも情報を発信中です。

『花の駅』の営業日、各種体験会のご案内やセール情報、お得なクーポンなど、タイムリーな情報をご覧ください。フェイスブック発信限定の超お得な情報も！下記QRコードから是非ご覧ください。

営業時間

午前 10 時～午後 4 時 (日曜祝祭日定休)
(休日など変更する場合がございます)
東神楽町南 2 条東 2 丁目 中央保育園裏



『花の駅』12月の営業日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ 網かけされている日はお休みです。



複合施設 整備事業 の在り方を考える ～基本設計の進捗状況～

広報11月号では、9月に開催した町民ワークショップにおけるご意見を掲載しました。本号では、その後実施した主要な会合及び今後のスケジュールについてお知らせします。

◆10月18日の町民ワークショップ

9月のワークショップで提出された意見を取り入れて変更された図面を基に、再度いろいろなご提案をいただきました。参加された皆さまからは、前回以上に活発な発言があり、施設の機能や配置など、ハード面に関する意見のほか、ホールの使用料（町民割引）、カフェ・サロンの運営方法、花の維持管理体制など、ソフト面での提言も数多く出されました。

◆公共施設等集約化

検討委員会の開催

10月18日に第12回目、11月7日に第13回目の検討委員会を開催しました。事務局からワークショップにおける意見及びそれに基づき変更を加えた図面などについて報告し、内容を確認していただきました。

◆議員協議会での報告など

11月6日の臨時議会終了後、議員協議会において、これまでの経過と基本設計書（案）について説明・報告をし、質問・意見をいただきました。11月29日には、臨時議会終了後、質疑応答・意見交換の場を設定しています。

◆その他

12月には、東神楽小学校及び中学校において、設計責任者の藤本壮介さんから児童、生徒にむけてお話をさせていただく予定です。

◆今後の予定

基本設計の完成がいよいよ見えてきました。11月30日（土）には、まちづくり懇談会を行いますので、ぜひこの機会に複合施設に関する意見・質問などをお寄せください。基本設計案が完成したあと、パブリックコメントを開始します。

第13回検討委員会の様子



9月のワークショップで使用した模型



子育てコラム

こんな時、どう関わるの？

みなさんは普段お子さんとのように関わっていますか？

ときどき、「子どもが小さいからどう関わっていいのか分からない」「まだ小さいから理解できないし、まだ遊ぶこともできない」というお話を聞くことがあります。そこで、いくつか、こんなときはどう関わる？というのを例をあげて考えたいと思います。

◆まだ上手に言葉でできないとき

大人もそうですが、急に目の前の視界に入り、触られたりすると驚きますよね？子どもも同じです。なので、抱っこする時も急に抱き上げるのではなく、一言、「抱っこするよ」と声をかけてから抱き上げるとか、おむつを交換する時にも黙ってするのはなく、視線を合わせてお子さんの視界に入り、「オムツ替えようか！」「気持ち良くなったかな？」などと目を見てお

話しを聞かせてくれたのは…

東神楽町子育て支援センター

小島 真弓 先生

話しながらすることで、次第に、表情やしぐさで思いを伝えてくれるようになります。

◆指さしができるようになつてきたら

お子さんが「あつあつ」と言いながら指をさすようになってきたら、一緒に指をさした方向を見て、「大きなブだね」などと具体的な言葉で答えてあげたり、お子さんの目を見て「○○あつたよ」と逆に声をかけて、同じものを見たりして遊ぶことができます。顔を見て、目を合わせてお話すことは大切です。言葉が出ていなくても、たくさん声をかけてあげてください。

また、動きも出てきます。お家の中で遊ぶのではなく、保護者以外の人に会う機会を作ってあげるのもいいですよ。



◆物の取り合いをするようになってきたら

少し大きくなってくると、お家でも外で遊んでいても、おもちゃの取り合いをするようになります。これも一歩成長する機会です。悪い方に受け止めるのではなく、まずはお子さんの「使いたい」という気持ちを受け止めてあげましょう。その上で「○○ちゃんも使いたいんだって」と伝え、「貸して」「いいよ」「あとで」などと、子どもに見通しを持たせながら、気持ちを切り替えやすいように声をかけてあげましょう。

とは言っても、子どもも簡単には納得しません。ですが、大人が繰り返し伝えることで、子ども同士でも少しずつ譲り合うことができるようになっていきます。

◆兄弟が増えたら

弟や妹が生まれると、上のお子さんは「お兄ちゃん・お姉ちゃんになる」と口では言っているけど、今までお父さんお母さんを一人占めしてきた分、ちよつとさみしく感じるものです。

そこで、仕事から、いつもよりほんの少しでも早く帰ってこられた日は、

疲れているとは思いますが、5分でも10分でも、お父さんが遊び相手をしてあげたり、抱っこをしてあげると、子どもの『不安』や『イライラ』が、『安心』や『やすらぎ』に変わっていきます。きつと、父と子のきずなも出来ていくと思います。



◆ぜひ子育て支援センターへ

家族だけのふれあいではなく、小さい時からちよつとした集団の中で、親子や同世代の仲間とふれあえるのが子育て支援センターです。ふれあいだけでなく、子育てについての相談やアドバイス、情報交換も、職員だけでなく、遊びに来てくれる仲間同士で気楽にお話しができますよ。

まずはお母さんの一歩です。ぜひ、子育て支援センターに来てみてください。

子育て・保健案内板



● 対象者へ個人通知 ● 日 日時 ● 場 場所 ● 対 対象 ● 内 内容 ● 持 持ち物 ● 申 申込 ● 他 その他

お問い合わせ

【■の行事については】

【■の行事については】

健康ふくし課健康推進グループ ☎83-5431 こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎080-4500-9351

にこにこサロン

親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

● 日 【平日】午前9時～11時30分
午後2時～4時30分

● 場 これっと
ふれあい交流館

※事業のある日は中止となります。

助産師健康相談

● 日 ①12月10日(火) ②12月12日(木)
午前9時30分～11時30分

● 場 ①役場庁舎 1階和室
②ふれあい交流館 2階和室

● 対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者

● 内 育児相談、母乳相談

● 持 母子手帳、タオル(母乳相談希望の方)

子育て教育相談

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

● 日 12月11日(水)
午前9時～11時30分

● 場 これっと

● 内 子どものからだの使い方について、おひさまの先生がお話してくれます。

ふれあい健康相談

● 日 12月17日(火)
午前9時30分～11時30分

● 場 ふれあい交流館

● 対 全町民

● 内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談

● 持 母子手帳、健康手帳

すくよちのび広場

● 日 12月18日(水)
午前10時～11時30分

● 場 ふれあい交流館

● 対 0歳～就学前児と保護者

● 内 クリスマス制作

● 申 12月13日(金)午前中までに
こども未来課

これっと健康相談

● 日 12月20日(金)
午前9時30分～11時30分

● 場 これっと総合体育館

● 対 全町民

● 内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談、歯科相談

● 持 母子手帳、健康手帳

わくわく教室

● 日 12月25日(水)
午前10時～11時30分

● 場 ふれあい交流館第2アリーナ

● 対 0歳～就学前児と保護者

● 内 クリスマス会

● 申 12月17日(火)午前中までにこども未来課

● 他 参加費 子ども1人200円
その他持ち物など、詳しくはわくわく便りをご覧ください。



こども未来課子育て支援センターが行う行事については『わくわく便り』に詳細を記載していますので、町ホームページなどでご覧ください。

図書館からのお知らせ

■お問い合わせ

東神楽町図書館 ☎ 83-4646

東神楽町図書館新刊

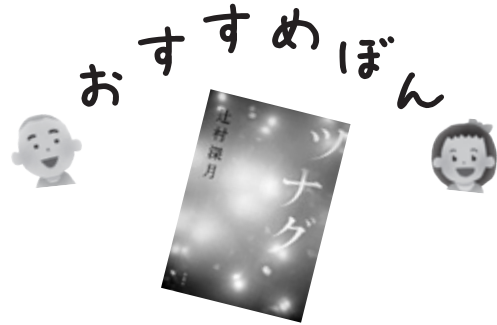
- 夫が知らない家事リスト (野々村 友紀子)
- 好きを、もっと。可愛いを、もっと (杏)
- まんが墓活 (井上 ミノル)
- 紅茶セラピー (齊藤 由美)
- 上から編むニット、横から編むニット (風工房)
- 5秒で見分ける! 日本語と日本誤 (吉川 スミス)
- カッコウの微笑み (福田 和代)
- また明日 (群 ようこ)
- カナダ金貨の謎 (有栖川 有栖)
- 祝祭と予感 (恩田 陸)
- きみののぞみはなんですか? (五味 太郎)
- あめふりぼうず (せな けいこ)
- 空の青さを知る人よ (超平和パスターズ)

J A 文庫新刊

- 今夜のひとつまみ (市瀬 悦子)
- おかずがいらないごっついスープ (きたじまりゅうた)
- 居酒屋で楽しむきのこリウムの世界 (樋口 和智)
- ストウブ「ハレの日」レシピ (大橋 由香)

※このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館には多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

☆職業体験中学生の☆



ツナグ / 辻村 深月 著 / 新潮社

たった一人と一度だけ、死者に会えるとしたら、あなたは誰に会いたいですか…?

突然死したアイドルに、癌で逝った母に、喧嘩したまま亡くなった親友に、失踪した婚約者に。それぞれの思いを抱え、死者との再会を叶えるツナグに会いに行く4人。

死者との再会を望むなんて間違いかもしれない、生者の傲慢かもしれない。でも、喪ったものを取戻し、生きるために会いに行く。

新たな一歩を踏み出す勇気をもらえる連作長編小説。

イベント案内

◆ クリスマスツリー展示

大きなクリスマスツリーと、クリスマスに関する書籍を展示します。期間中はツリーに飾り付けもできます。

- 期間 12月10日(火)~12月25日(水)
- 場所 東神楽町図書館展示ホール

◆ 冬休み自由研究応援!

東神楽町図書館らぼ

かりんこと図書館のスタッフが自由研究の進め方、本の調べ方などをアドバイスします。楽しい工作教室も一緒に開催します。

- 日時 12月21日(土)午前10時30分~12時
- 場所 東神楽町図書館 2階会議室
- 持ち物 筆記用具・自由研究に使用するもの
- 対象 小学生(未就学年長児も保護者同伴で参加できます)
- 申し込み 東神楽町図書館 ☎83-4646
※ 定員20名、12月15日(日)締切



◆ 冬休み子ども映画会

- 日時 ①12月24日(火)午前10時30分~12時
②12月24日(火)午後1時30分~3時
- 場所 ①東神楽町図書館 2階視聴覚室
②ふれあい交流館 2階会議室
- 上映内容 おしりたんてい ほか
- 入場料 無料(事前申し込み不要)



< お休みのお知らせ >

◇ おうまのおやこおはなし会
HOC えいごでおはなし会

12月はお休みです。

◇ 図書館休館日

12月27日(金) 図書整理のため

12月30日(月)~1月6日(月) 年末年始休館日



Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



12月

まちの情報案内板



- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

**住民票などに旧氏（旧姓）
記載が可能に**

くらしの窓口課 戸籍G ☎83-5401

令和元年11月5日から、住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書などに旧氏（旧姓）が記載できます。

■ **必要書類** 旧氏が確認できる戸籍謄本など、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）、印鑑

**受診しませんか
子宮がん・乳がん・骨健診**

健康ふくし課健康推進G ☎83-5431

■ **期日** 令和2年1月15日(水)、1月30日(木)、2月17日(月)、3月3日(火)

■ **場所** 旭川がん検診センター ※バスでの送迎があります。

・ 役場前：午前8時出発
・ ふれあい交流館前：午前8時15分出発

※申し込み状況により、1月15日は志比内・忠栄地区、1月30日は八千代・稲荷地区、2月17日は聖台地区への送迎も予定しています。

■ **対象**

・ 子宮がん：20歳以上の町民
・ 乳がん：30歳以上の町民
（いずれも前年度に受診した方は除きます。ただし、前年度に無料クーポン券を利用して受

診した方は対象となります）
・ 骨粗しょう症：20歳以上の町民（前年度に受診した方、授乳中の方は除きます）

詳しくは、広報折り込みチラシをご覧ください。

※上記日程以外でも通年、個別に旭川がん検診センターで受診することができまますので直接お電話（0120-972-489）にてお申し込みください。

■ **申し込み** 各受診日の1週間前までに健康ふくし課健康推進グループまでお申し込みください。

**今年度最後の機会です
各種健診のご案内**

健康ふくし課健康推進G ☎83-5431

■ **期日・場所**

・ 交流プラザつつじ館 令和2年1月18日(土)
・ ふれあい交流館 令和2年1月19日(日)

■ **受付時間**

午前7時、7時30分、8時、8時30分、9時、9時30分
（各時間定員13名）

■ **対象**

30歳以上の町民

■ **内容**

特定健診、胃がん・肺がん・大腸がん検診、前立腺がん検診（40歳以上の男性が対象）、肝炎ウイルス検査（40歳以上で過去に検査を

献血にご協力ください

旭川赤十字血液センターの移動採血車が次の日程で献血を実施します。ご協力をお願いします。

12月19日(木)	10:00～11:00	大雪消防組合東消防署
	12:10～13:00	匠工芸前
	13:30～14:30	東神楽農協前
	14:50～16:30	役場庁舎前

【服薬と献血について】

- ・ 当日服薬でも献血可能な薬
⇒ 血圧、コレステロール、鼻炎など
 - ・ 当日服薬してなければ献血可能な薬
⇒ 痛み止め、尿酸を下げる薬（痛風）、風邪薬（市販）など
 - ・ 服薬中止後から3日間不可な薬
⇒ 抗生物質、血糖値を下げる薬、精神安定剤など
- ※詳しくは当日の問診でお尋ねください。

■ **問い合わせ** 健康ふくし課 健康推進グループ(☎83-5431)

無料法律相談

この無料法律相談は、道内市町村のうち弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない地域を対象に、北海道弁護士会が道内の弁護士の協力を得て実施するものです。

- **日 時** 12月19日(木) 午後1時30分～4時30分
- **場 所** 役場庁舎 1階和室
- **担 当** 旭川弁護士会所属 佐藤 真吾 弁護士
- **相談時間** 1人30分程度
- **申 込** 総務課へ事前予約が必要となります。
(当日空きがあれば、対応可能)

■ **問い合わせ・申込み** 総務課(☎83-2112)

特定健診	
加入している医療保険	必要な手続き
国民健康保険	4月下旬に(途中加入の方は随時)大雪地区広域連合から『特定健診受診券(緑色)』が世帯ごとに送られています。ご都合に合わせて申し込みをしてください。
国保以外の医療保険の被扶養者の方	職場を通して申請をする必要があります。詳しくは(健診料含む)お勤めの職場または医療保険加入先にお問い合わせください(加入者本人は1月の健診を受診できません。)
長寿医療制度健診(75歳以上の方)	
後期高齢者医療保険	健康ふくし課健康推進グループ(☎83-5431)までお申込みください。
若年健診	
18~39歳で血液検査を含む健診の機会のない方	健康ふくし課健康推進グループ(☎83-5431)までお申込みください。

受けたことがない方が対象、ピロリ菌検査(20~39歳の方)健康ふくし課健康推進グループまでお申し込みください。詳しくは、今月号の広報折り込みチラシをご覧ください。

**お気軽にどうぞ
心配ごと相談**
社会福祉協議会 ☎83-5424

毎日の生活の中の困りごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話を伺います。

相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

日時 12月19日(木)

午後1時~4時

場所 役場庁舎1階

健康相談室

**ご協力ください
歳末たすけあい運動**

東神楽町共同募金委員会 ☎83-5424

今年も12月1日から全道一斉に『歳末たすけあい運動』がスタートします。

この運動は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるようにと実施されています。

寄せられた募金は、それぞれの市町村の中で助成方法が決められます。昨年、東神楽町では皆さんから寄せられた100万円余りの募金が、歳末義援として直接届けられました。

本年は、歳末見舞金、歳末暖房費、歳末高齢者非常食セット、歳末子ども図書券として、申請し助成決定された世帯に対して

お届けする予定です。

東神楽町社会福祉協議会では、今年目標額を例年と同じ一戸500円で、各行政区の社会福祉協議会推進委員を通じて皆さんに『歳末たすけあい募金』の協力を呼びかけています。皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

**農業委員会からのお知らせ
参考貸借料の設定**

農業委員会 ☎83-5440

平成21年に農地法が一部改正され、これまでの『標準小作料』が廃止されました。

農業委員会では、これに代わるものとして『参考貸借料』を設定しましたので、今後の賃貸借契約の参考として下さい。

農地区別参考貸借料(田のみ)

(10aあたり価格)

・上田 1万4000円

・中田 1万1000円

・下田 7000円

※前期間と同額です。

大きな価格変動などがあつた場合は、その都度見直します。

※適用期間：平成31年1月から令和3年12月まで

後期高齢者医療制度のお知らせ

第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、後期高齢者医療広域連合の保健事業と、市町村の国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業を一体的に実施することとなり、円滑な高齢者保健事業の実施のため『広域計画』を改正します。

この第3次広域計画の改正にあたり、次のとおり広く住民の皆さまからご意見を募集します。

■募集案件について

【募集案件】『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)』

【募集期間】12月6日(金)~令和2年1月6日(月)必着

■公表する資料について

『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)』

『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)新旧対照表』

■資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ(<https://iryokouiki-hokkaido.jp>)に掲載するとともに次の場所で配布しています。

- ①東神楽町役場 健康ふくし課
- ②北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)

■問い合わせ 健康ふくし課ふくしG(☎83-5430) 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

固定資産税の課税免除について

■東神楽町企業等立地促進条例に係る固定資産税の課税免除について

町内で、一定の要件を満たした工場、事業所および試験研究施設を新設、増設または既存の事業場を取得した事業者は、条例に基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

【対象業種】

製造および加工業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、サービス業などです。

【要件】

次の要件を満たす方です。

- ・新設～固定資産の投資額が、2,500万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業員数が3人以上。
- ・増設～固定資産の投資額が1,500万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業員数が1人増以上。
- ・既存事業場の取得～固定資産税の投資額が1,500万円を超え、かつ、取得後における常時雇用する従業員数が3人以上。

【課税免除の対象】

事業に直接係る機械および装置もしくは建物、土地に対して課する固定資産税です。

【免除期間】

3年度間

【課税免除の申請】

課税免除を受けようとする年の1月31日までに必要書類を添付し、産業振興課に申請してください。

■東神楽町再生可能エネルギー推進条例に係る固定資産税の課税免除について

町では、環境負荷の軽減および低炭素化を図り、社会への環境保全に貢献し、地域経済の発展に寄与するため、再生可能エネルギーを生成するための設備を新設または増設した事業者は、条例に基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

【対象事業者】

町内において再生可能エネルギーを供給する事業を営む法人または個人

【課税免除の対象】

再生可能エネルギーを生成するために新設または増設された設備の償却資産

【免除期間】

3年度間

【課税免除の申請】

課税免除を受けようとする年の1月31日までに必要書類を添付し、産業振興課に申請してください。

※家庭用太陽光発電設備は対象外となります。

■問い合わせ・申込み 産業振興課(☎83-2114)

国民年金を忘れずに納付しましょう

■保険料の納め忘れはありませんか？

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することになっています。老齢基礎年金や障害基礎年金などの給付を受けるためには、保険料の納付期間や免除期間などに一定の要件が定められています。保険料の納め忘れがあると、年金を受けられなくなる場合がありますので保険料は忘れずに納めましょう。

■保険料を納めることが困難な方は

保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除される『免除制度』があります。免除の承認については、本人や配偶者、世帯主の前年度の所得状況により決定されます。

■令和元年度保険料

月額 1万6,410円

■年金の予約相談を実施しています。

年金事務所では、お客様のご都合・相談内容に合わせたスムーズで丁寧な対応を行うため年金の予約相談を実施しています。

◆予約申し込み先

予約受付専用電話 (☎ 0570-05-4890)

◆予約実施時間帯

午前8時30分から午後6時まで (月曜日)

午前8時30分から午後4時まで (火～金曜日)

午前9時30分から午後3時まで (第2土曜日)

相談希望日の1か月前から前日まで予約の受付を行っています。ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

■問い合わせ 暮らしの窓口課 戸籍グループ(☎83-5401)

高齢者、障がい者、ひとり親家庭の皆さんへ 冬の生活支援費を支給します

町では対象世帯に対し、冬期間に増大する燃料費や暖房器具の購入費などの一部を支給します。期日までに申請手続きを行ってください。

■対象となる世帯

基準日（令和元年12月1日）および申請日に町内に住所を有する令和元年度の市町村民税が非課税の世帯で、次の1～3のいずれかに該当する世帯（世帯が別であっても同じ家に住んでいる場合、または生活実態が別世帯と判断できない場合は同一世帯とみなします）

1. 高齢者世帯

世帯全員が令和2年3月31日までに65歳以上となる非課税世帯

2. 障がい者世帯

障がい者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方がいる非課税世帯

3. ひとり親世帯

- ・ひとり親家庭等医療受給者証の交付を受けている
 - ・児童扶養手当を受給している
- 上記のいずれかに該当する非課税世帯

※ただし、次の場合は該当しません。

- ・対象となる世帯のほかに、市町村民税の課税者が同居している場合
- ・申請日時点で医療機関に入院している場合

- ・対象となる高齢者、障がい者（児）などが社会福祉施設および職員が常駐している建物に入所している場合

■支給額 1世帯あたり5,000円分の商品券を支給

■受付期間 令和元年12月2日(月)～
令和2年3月31日(火)
※郵送の場合3月31日消印まで有効

■受付場所 健康ふくし課、ふれあい交流館
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
窓口での手続きが難しい方には、申請書を郵送しますのでご連絡ください。
3月中に申請された場合やふれあい交流館で申請された場合、支給決定などは後日通知します。

■持ち物 印鑑
※平成31年1月1日以降に転入した場合などで、町に課税資料がない方は、平成31年1月1日に居住していた市町村発行の『市町村民税非課税証明書』が必要です。
※申請される方が対象者と別居している場合、委任状が必要です。

■問い合わせ 健康ふくし課 ふくしグループ(☎83-5430)

プレミアム付商品券の申請はお済みですか？

消費税率引き上げによる低所得・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起・下支えすることを目的として、低所得者と子育て世帯を対象にプレミアム付商品券の販売を10月1日から実施しています。

非課税者は申請が必要となりますので、購入を希望される方は既に送付済の申請書を郵送または役場税務課へ直接提出してください。審査決定後に購入引換券を送付します。(申請書がお手元には役場税務課へお問い合わせください)

※子育て世帯の方は申請の必要はありませんので、送付済の引換券で購入してください。

■申請期間 10月1日～令和2年2月28日（販売期間も同じ）

■利用期間 10月1日～令和2年2月29日

■販売場所 東神楽郵便局・ひじり野郵便局
※ふれあい交流館内の簡易郵便局では購入できません

■商品券購入限度額 1人あたり5セット（2万5千円分）まで
※1セット5千円分(500円×10枚)を4千円で販売

■その他 最新のひがしかぐらプレミアム商品券取扱店は町ホームページなどでご確認ください。(取扱店は随時追加となっています)

■問い合わせ 税務課(☎83-2119)

税務課からのお知らせ

■償却資産（固定資産税）は期日までの申告を

会社や個人が事業用（工場、飲食店、小売店、農業など）として所有している償却資産（土地・家屋を除く）は申告が必要です。令和2年1月1日現在の状況を、1月31日までに税務課まで申告してください。

【対象となるもの】

構築物（えんとつ、鉄塔、堆肥場など）、機械および装置（ポンプ、乾燥機、動力配線設備など）、車両および運搬具（除雪機、農耕用ロータリー、大型特殊自動車などで自動車税および軽自動車税の対象とならないもの）、工具、器具、備品（OA機器、通信設備、ロッカー、育苗箱など）

■固定資産税をご確認ください

令和元年度の納税通知書にあわせて、固定資産（土地・家屋）の課税明細書を送付しています。もう一度ご覧になり、資産の確認をしましょう。次のようなときは、税務課へ申告、届け出をお願いします。

【家屋】

- ①建物を新築・増築・改築したとき
- ②建物の一部または全部を取り壊したとき
- ③家屋の用途を変更したとき
- ④登記されていない家屋を売買したとき

■家屋評価のご協力をお願い

新增改築（改築は簡易なリフォームを除く）された家屋は、家屋評価（固定資産税）の対象となります。工事完了後に調査員が伺いますので、税務課までご連絡願います（評価にあたり建築図面などをお借りする場合があります）。

なお、建築基準法の規定による確認申請書を提出している家屋のうち、完了検査を町が実施している場合は完了検査と同時に評価を行うため、連絡は不要です。

■法定調書の提出について

令和元年分の『給与所得の源泉徴収票』などの法定調書をそれぞれ次の区分により令和2年1月31日（金）までに提出してください。

法定調書	提出先
給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、不動産の使用料等の支払調書、その他の法定調書	所轄 税務署長
給与支払報告書（個人別明細書）退職所得の特別徴収票など	市町村長

・法定調書に係る問い合わせ

給与支払報告書関係 税務課 ☎83-2119
上記以外 旭川東税務署 ☎23-6291

■第6期各種保険料の納付期限は12月30日（月）です

以下の保険料の納期限は12月30日（月）です。納期限を過ぎてから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いいたします。

- ・国民健康保険料・介護保険料（第6期分）
- ・後期高齢者医療保険料（第6期分）

また、病気・負傷・失業・事業の倒産などにより生活が著しく困窮した場合や災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策グループまでご相談ください。

■問い合わせ 税務課 課税グループ（☎83-2119） 収納対策グループ（☎83-5404）

令和2年度 町・道民税の申告

上場株式などの課税方式の選択について

特定上場株式などの配当や譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できるようになりました。

■注意点

特定上場株式などの配当などについては、所得税15.315%と住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されています。確定申告した場合は、申告書第2表『住民税に関する事項』欄に5%分の配当割や所得割を記入することで住民税の所得割から税額控除がされます。一方で、申告不要とされている上場株式などの配当などを申告した場合、合計所得金額に算入されますので、扶養の控除が受けられないことや、国民健康保険料などに影響が出る場合がありますので、注意が必要となります。

■課税方式の選択

個人の責任のもと、制度や課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できます。例えば、所得税の確定申告では、総合課税を選択して源泉徴収されていた分を還付してもらい、住民税の申告では申告不要制度を選択すると、住民税の合計所得金額に入らないので国民健康保険所得割の算定対象に含まれなく、国民健康保険料の負担が少なくなるなどメリットがあります。

■課税方式を選択できる住民税の申告期間

納税通知書が発送される日（特別徴収者は5月上旬ごろ、普通徴収者は6月中旬ごろ）までに、確定申告書とは別に役場税務課に町・道民税の申告書を提出してください。

■問い合わせ 税務課 課税グループ（☎83-2119）

除雪サービス協力員を募集します

町では、自力での除雪が困難な高齢者世帯や障がい者世帯などを対象にした除雪サービスにご協力いただける協力員を募集しています。

除雪作業にあたる協力員の数は、地域によって決して十分な数とは言えない状況です。ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

除雪サービスの活動内容

■除雪範囲

道路に面した出入口部分（間口）から玄関先（敷地内）までの通路部分で、幅2m程度

■除雪期間・日時

11月から3月までの期間、降雪状況に合わせ、協力可能な範囲で除雪を実施していただきます。

■協力員報酬

活動いただいた方には、報酬として活動時間などに応じて右の報酬額をお支払いします。

■その他

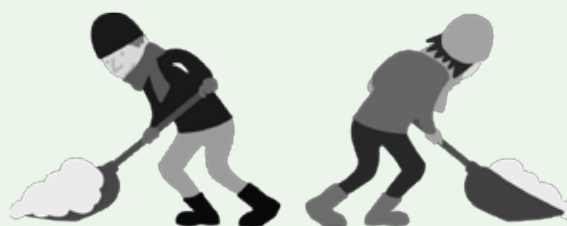
除雪活動中の事故を補償するボランティア活動保険に加入しますので、安心して活動に取り組んでいただけます。

■活動を希望する場合

東神楽町社会福祉協議会の除雪サービス協力員に登録していただきます。近隣で除雪サービス利用者があった場合、お声掛けさせていただきます。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

●協力員報酬額

区分		協力員報酬額
手作業の場合	30分未満	1,000円
	30分以上 1時間未満	1,500円
除雪機械持ち込みの場合	30分未満	1,200円
	30分以上 1時間未満	1,800円



■問い合わせ 社会福祉協議会 (☎83-5424)

自衛官候補生を募集します

■資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の男女（採用予定月の1日現在）

■受付期間 年間を通じて受付

■試験日 12月15日(日)・16日(月)

※いずれか1日

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地
(旭川市春光町)



■問い合わせ 自衛隊旭川地方協力本部南地区隊 (☎55-0100)

東神楽幼稚園 幼稚園開放

冬休み期間中、幼稚園を開放します。幼稚園に在園している子いない子、みんなで一緒に遊びましょう！

■日時 ①1月7日(火) ②1月10日(金)

■持ち物 運動のしやすい服装、雪遊びができる準備、上靴、ハンカチ、ティッシュ、着替え

■その他 園内での飲食はご遠慮ください。
親子での活動になりますので、保護者の方も雪遊びの準備をしてお越しくください。

1日のスケジュール

10:00	遊びの時間
11:20	かたづけ
11:30	絵本、手遊び、紙芝居
12:00	降園



■問い合わせ 東神楽幼稚園 (☎83-2343)

大掃除の季節！ ルールを守って正しいごみ分別を

【可燃ごみ】

- 可燃ごみ処理券（赤色のシール）を貼ってください。
※以下のものを出す際の注意点
生ごみ ⇒ 水分を切る。
紙おむつ ⇒ 汚物を取り除く。

【不燃ごみ】

- 不燃ごみ処理券（緑色のシール）を貼ってください。
※以下のものを出す際の注意点
刃物や割れ物は、新聞紙、厚紙に包み、袋に『危険』と記入する。

【有害ごみ】

対象品目

- スプレー缶・カセットボンベ、電池、ライター、体温計、電球・蛍光灯
- 種別ごとに『有害ごみ』と記入した袋に入れて出してください。
※ごみ処理券は必要ありません。
※スプレー缶・カセットボンベは中身を使いきり、穴を開けずに出してください。
※不燃ごみとは袋を分けてください。

【資源ごみ】

対象品目

- 紙類、布類、びん類、金属類、ペットボトル、その他プラスチック
- 汚れている場合は必ず洗ってください。
※汚れの落ちないものは、それぞれ【可燃ごみ】、【不燃ごみ】として出してください。
例) 汚れたビニール ⇒ 【可燃ごみ】
汚れた空き缶 ⇒ 【不燃ごみ】

【大型ごみ】

- 45 リットルサイズのごみ袋に入らないもの（袋に入れて口が結べないもの）や重量 10 キログラム以上のものは大型ごみです。
- 大型ごみ処理券（青色のシール）を貼り、東神楽環境企業組合（☎ 83-5425）に戸別収集申込をしてください。

【小型家電】

対象品目

- 携帯電話、ゲーム機、炊飯器、ドライヤーなど 25 品目
- 小さい物は袋などに入れ、大きい物はごみボックスの横に置いてください。
※箱、梱包していたビニール袋、説明書などは対象外です。それぞれ分別してください。
※ゲーム機などに入っている電池・バッテリーは取り外してください。

【大量のごみが出た場合】

家庭で大量のごみが出た場合は、個人でしらかば清掃センターに持ち込むことができます（10 キログラムにつき 80 円の処理手数料がかかります）。家電リサイクル・パソコンリサイクル対象品や農業用ビニール、タイヤ、ホイールなどの自動車の部品類などは持ち込みできません。
※年末年始の休館日については 10 ページをご覧ください。

【家電ごみ】

次の家電については家電リサイクル法対象品目のため、収集することができません。
テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

◎処分方法

- ①家電販売店に依頼する
家電販売店で、過去にそのお店から購入したものの、買い替えをするときに不要になったものは、引き取り依頼をしてください。
- ②直接自分でメーカー指定の引き取り場所まで持ち込む
郵便局で家電リサイクル券を購入して持ち込んでください。

正しい分別がなされていないもの、ごみ処理券が貼られていないものは収集できません。

詳しくはお手持ちの『ごみカレンダー』『ごみの分別について』『ごみガイドブック』またはホームページをご覧ください。

◆家電リサイクル 引き取り場所◆

- ①(株)鈴木商会道北支店旭川事業所 旭川市永山北4条6丁目1番3号 ☎ 47-0000
 - ②札幌通運(株)旭川支店 旭川市永山北1条7丁目38番地 ☎ 48-2101
- ※対象品目や一部メーカーで料金が異なります。

それで合ってる？ ～ごみの分け方・出し方～



資源回収物置について

役場裏、ふれあい交流館駐車場の資源回収物置について、右の写真のように現在も資源にならないごみが出されています。収集できないごみは『収集できません』シールを貼り、物置内に残します。たまっていくと、ほかに利用されるかたの迷惑になりますので、分別のルールを守ってください。

【物置内に置かれた違反ごみについて】

■紙類の出し方にご注意ください

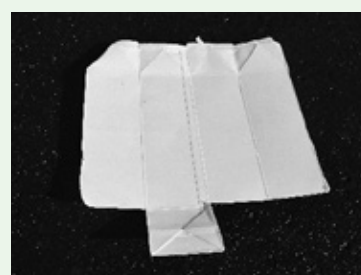
広報8月号にて、紙類の出し方についての記事を掲載しましたが、いまだルールの守られていない出し方も見受けられます。再度ご確認ください、正しい分別をお願いします。



紙の種類ごとに分けてください。



崩れないよう縛ってまとめてください。



牛乳パックは洗って開いてください。

ルールの守られていないごみが増えています。この状態が続く場合は、資源回収物置の閉鎖を検討しなければなりません。みなさまが快適に利用できるようご協力をお願いします。

有害ごみの正しい分別

スプレー缶・カセットボンベや電池、ライター、体温計、電球・蛍光灯などの有害ごみは、それぞれ種別ごとに処理の仕方が異なるため、種別ごとに袋を分けてください。(電池だけの袋、ライターだけの袋など)

また、不燃ごみの袋の中に、カセットボンベなどの有害ごみが入っているものも見受けられます。火災などの重大な事故につながる可能性もありますので、必ず袋を分けて出してください。

◎ **正しい出し方**
それぞれの種別ごとに袋が分けられているもの

スプレー缶 **電池** **電球** **ライター** **体温計**

× **誤った出し方**

①有害ごみと不燃ごみがひとつになっているもの ②有害ごみが種別関係なくひとつになっているもの

⇒おもちゃ、フライパンは『不燃ごみ』です。有害ごみとは分けてください。

⇒種別ごとに袋を分けてください。



イベント カレンダー

【公共施設などの休業期間】※詳しくはP8をご覧ください

施設名	休業期間
役場庁舎	12月31日(火)～1月5日(日)
町立診療所	
総合福祉会館	
これっと・総合体育館	
ふれあい交流館	
交流プラザつつじ館	
ぱれっと	12月31日(火)～1月3日(金)
スクールバス	
東神楽町図書館	12月30日(月)～1月6日(日)

休館日案内 **つ** 交流プラザつつじ館 **図** 東神楽町図書館

1日(日)		つ
2日(月)	■冬の生活支援費支給 受付開始(～3月31日まで)(P23)	図
3日(火)		
4日(水)	■森のゆ花神楽休館日	
5日(木)	■森のゆ花神楽休館日	
6日(金)	■後期高齢者医療制度住民意見募集(～1月6日まで)(P21)	
7日(土)		
8日(日)	■年賀状づくり教室	つ
9日(月)		図
10日(火)	■助産師健康相談(役場)(P18) ■図書館クリスマスツリー展示(～25日まで)(P19)	
11日(水)	■子育て教育相談(P18)	
12日(木)	■助産師健康相談(ふれあい交流館)(P18)	
13日(金)		
14日(土)		
15日(日)	■自衛官候補生試験(P25)	つ
16日(月)	■各種健診 申込み締切(P21) ■自衛官候補生試験(P25)	図

17日(火)	■ふれあい健康相談(P18)	
18日(水)	■すくよちのび広場(P18)	
19日(木)	■無料法律相談(P20) ■広報東神楽1月号発送日 ■移動採血車による献血の実施(P20) ■心配ごと相談(P21)	
20日(金)	■これっと健康相談(P18)	
21日(土)	■東神楽町図書館らぼ(P19)	
22日(日)		つ
23日(月)	■スクールバス時刻表変更(～1月14日まで)(P9)	図
24日(火)	■し尿くみ取り休業(～1月5日まで)(P8) ■冬休み子ども映画会(図書館、ふれあい交流館)(P19)	
25日(水)	■わくわく教室(P18)	
26日(木)		
27日(金)		図
28日(土)	■商工会休業(～1月5日まで)(P8)	
29日(日)		つ
30日(月)	■資源ごみ回収物置臨時閉鎖(～1月4日午前9時まで)(P8) ■各種保険料の納期限(第6期)(P24)	図
31日(火)	■ごみ収集休業(～1月5日まで)(P8)	図・つ



ご意見・ご感想をお寄せください

防災行政無線放送の内容をメール配信しています。右のQRコードから登録をお願いします！

